

「公務員宿舎亀岡住宅整備事業実施方針」について、別添のとおり修正を行ったので
公表します。

平成17年5月26日

東北財務局長 安宅敏和

「公務員宿舍亀岡住宅整備事業実施方針」の一部修正

該当箇所					タイトル	修正前	修正後								
頁	項														
11	2	(5)	八	(八)	入札参加者の資格等要件	<p>A . 1 者の場合は、平成 17・18 年度財務省東北地区競争参加資格審査において業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者であり、財務省東北財務局の付与数値が 1,500 点以上ある者（経常建設共同企業体及び事業協同組合を含む。）であること。</p> <p>2 者又は 3 者の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「A」又は「B」等級に格付けされている者（「B」等級に格付けされている者は 1 者までに限る。）であり、内 1 者は財務省東北財務局の付与数値が 1,400 点以上ある者であること。</p>	<p>A . 1 者の場合は、平成 17・18 年度財務省東北地区競争参加資格審査において業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者（経常建設共同企業体及び事業協同組合を含む。）であること。</p> <p>2 者又は 3 者の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「A」又は「B」等級に格付けされている者（「B」等級に格付けされている者は 1 者までに限る。）であること。</p>								
16	4	(3)			公務員宿舍の設置戸数等	<p>(3) 公務員宿舍の設置戸数等</p> <p>公務員宿舍及びこれに附帯する工作物その他の施設の設置戸数等は以下のとおりである。</p> <p>当該施設の性能水準の詳細は、入札説明書と併せて示す業務要求水準書に従うものとするが、施設の配置については、周辺施設等に日影、電波障害等の悪影響を与えないよう十分配慮するとともに、入居者の居住環境にも配慮すること。</p> <table border="1" data-bbox="685 1043 1317 1401"> <tr> <td>住戸タイプ ：住戸数</td> <td>a タイプ(24 m²以上 25 m²未満・独身用) : 94 戸 b タイプ(34 m²以上 35 m²未満・単身用) : 177 戸 c タイプ(69 m²以上 70 m²未満・世帯用) : 42 戸 d タイプ(79 m²以上 80 m²未満・世帯用) : 37 戸</td> </tr> <tr> <td>附帯施設</td> <td>集会場：1 0 0 ～ 1 4 0 m²</td> </tr> </table>	住戸タイプ ：住戸数	a タイプ(24 m ² 以上 25 m ² 未満・独身用) : 94 戸 b タイプ(34 m ² 以上 35 m ² 未満・単身用) : 177 戸 c タイプ(69 m ² 以上 70 m ² 未満・世帯用) : 42 戸 d タイプ(79 m ² 以上 80 m ² 未満・世帯用) : 37 戸	附帯施設	集会場：1 0 0 ～ 1 4 0 m ²	<p>(3) 公務員宿舍の設置戸数等</p> <p>公務員宿舍及びこれに附帯する工作物その他の施設の設置戸数等は以下のとおりである。</p> <p>当該施設の性能水準の詳細は、入札説明書と併せて示す業務要求水準書に従うものとするが、施設の配置については、周辺施設等に日影、電波障害等の悪影響を与えないよう十分配慮するとともに、入居者の居住環境にも配慮すること。</p> <table border="1" data-bbox="1440 1043 2072 1401"> <tr> <td>住戸タイプ ：住戸数</td> <td>a タイプ(24 m²以上 25 m²未満・独身用) : 94 戸 b タイプ(34 m²以上 35 m²未満・単身用) : 177 戸 c タイプ(69 m²以上 70 m²未満・世帯用) : 42 戸 d タイプ(79 m²以上 80 m²未満・世帯用) : 37 戸</td> </tr> <tr> <td>附帯施設</td> <td>集会場：1 0 0 ～ 1 4 0 m²</td> </tr> </table>	住戸タイプ ：住戸数	a タイプ(24 m ² 以上 25 m ² 未満・独身用) : 94 戸 b タイプ(34 m ² 以上 35 m ² 未満・単身用) : 177 戸 c タイプ(69 m ² 以上 70 m ² 未満・世帯用) : 42 戸 d タイプ(79 m ² 以上 80 m ² 未満・世帯用) : 37 戸	附帯施設	集会場：1 0 0 ～ 1 4 0 m ²
住戸タイプ ：住戸数	a タイプ(24 m ² 以上 25 m ² 未満・独身用) : 94 戸 b タイプ(34 m ² 以上 35 m ² 未満・単身用) : 177 戸 c タイプ(69 m ² 以上 70 m ² 未満・世帯用) : 42 戸 d タイプ(79 m ² 以上 80 m ² 未満・世帯用) : 37 戸														
附帯施設	集会場：1 0 0 ～ 1 4 0 m ²														
住戸タイプ ：住戸数	a タイプ(24 m ² 以上 25 m ² 未満・独身用) : 94 戸 b タイプ(34 m ² 以上 35 m ² 未満・単身用) : 177 戸 c タイプ(69 m ² 以上 70 m ² 未満・世帯用) : 42 戸 d タイプ(79 m ² 以上 80 m ² 未満・世帯用) : 37 戸														
附帯施設	集会場：1 0 0 ～ 1 4 0 m ²														

該当箇所					タイトル	修正前	修正後
頁	項						
						<p>(注) 1. 住戸タイプは、国家公務員宿舎法施行規則(昭和34年大蔵省令第10号)第6条第2項に規定される規格を指す。</p> <p>2. a・bタイプには1㎡程度、c・dタイプには2㎡程度の専用物置(各住戸タイプの面積に含む。)を各住戸に設置すること。</p> <p>3. 各住戸とも1以上の居室における冬至の真太陽時(8:00~16:00)による日照時間は<u>原則として</u>4時間以上とする。</p> <p>4~7(省略)</p>	<p>(注) 1. 住戸タイプは、国家公務員宿舎法施行規則(昭和34年大蔵省令第10号)第6条第2項に規定される規格を指す。</p> <p>2. a・bタイプには1㎡程度、c・dタイプには2㎡程度の専用物置(各住戸タイプの面積に含む。)を各住戸に設置すること。</p> <p>3. 各住戸とも1以上の居室における冬至の真太陽時(8:00~16:00)による日照時間は、<u>a・bタイプは2時間以上、c・dタイプは4時間以上とする。</u></p> <p>4~7(省略)</p>